

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第一部 勤労者状態

IV 労働者の生活

2 労働者家計の収入と支出——総理府統計局の「家計調査」結果

総理府統計局の「昭和五七年平均の家計調査報告(速報)」によると、全国勤労者世帯の手取り収入にあたる可処分所得は、消費者物価の上昇分をのぞいた実質で前年にくらべ三・〇%の増加となった。可処分所得は、八〇年(実質一・四%減)、八一年(一・〇%減)と減少をつづけていたが、八二年に入ると、消費者物価が安定したことと、実収入の伸びが実質四・三%と比較的大きかったため、三年ぶりに実質増加に転じた。総理府統計局の「家計調査報告」によって勤労者世帯(世帯人員三・八〇人、有業人員一・五五人、世帯主年齢四二・五歳)の八二年平均の収入と支出の動向を調べるとつぎのようになる。

収入

八二年の勤労者世帯の実収入は、月平均三九万三〇一四円で、八一年にくらべ名目で七・一%、実質で四・三%の伸びとなった(第40表)。八〇年に実収入が、第一次石油危機以来六年ぶりに〇・六%減と実質減少となり、八一年も実質〇・一%増とほぼ横ばいであったが、八二年になってやっとかなりの増加となった。この内訳では、世帯主収入が三七万一七五四円、実質で四・四%増と、三年ぶりに増加に転じた。また、世帯主収入のなかでは、定期収入のみならず、臨時収入・賞与も実質増加となった。妻の収入が二万九七四七円、実質一〇・五%増、他の世帯員の収入が一万四八八七円、実質一〇・四%増と、それぞれ八一年の伸びを大きく上回った。このため、実収入にたいする世帯主収入の割合が八三・二%(八一年八三・八%)と低下したのにたいして、他方、妻の収入の割合は七・六%(八一年七・一%)、他の世帯員の収入は三・八%(八一年三・六%)と増加した。さらに、実収入の増加にたいする各収入の寄与率をみると、八一年にくらべ、妻の収入と他の世帯員収入によって、実収入が増加したことがわかる(第41表)。また、世帯主の定期収入五分位階級別にみると、世帯主の定期収入が低いほど、世帯の勤め先収入全体に占める妻の収入の割合が高くなる傾向が認められる。さらに、世帯主の所得が低くなるに従い、妻の有業率が高くなる(第42表)。主婦の社会参加意欲の高まりとともに、妻の就労による所得獲得の必要性が、これらの背景にあるものと考えられる。

勤労者世帯の実収入は、八一年に実質増加となったが、これから税、社会保障費等の非消費支出をのぞいた可処分所得は実質で一・〇%の減少であった。八二年になると実収入のみならず、可処分所得も実質三・〇%と増加に転じた。名目でみた実収入の伸び七・一%と名目でみた可処分所得の伸び五・八%との差は、非消費支出が一五・四%と実収入の伸びを大きく上回るテンポで増大したことによる。非消費支出の内訳をみると、八一年にくらべ勤労所得税一八・二%増、他の税一九・三%増、社会保障費一〇・七%増と実収入の増加をはるかに上回る伸びを示している。そして、実収入に占める非消費支出の割合は、年々高まってきており、七九年一二・〇%、八〇年一二・六%、八一年一三・六%、八二年一四・六%と漸増している。

支出

消費支出は、月平均二六万六〇六三円で、対前年比名目で五・九%増、実質で三・一%増となった(第43表)。八一年の消費支出の実質増加が〇・六%であったのに比べ、八二年は実質三・一%増とかなりの増加となった。消費支出の中身を一〇大費目別にみると、八一年は実質減少費目が、「食料」、「被服および履物」、「保健医療」、「教育」の四つであったが、八二年は二費目減少となり、七費目が増加となった。平均消費性向は、七九年以降年々増加していたが、八二年は、ほぼ八一年水準の七九・三%となった。平均消費性向と表裏をなす黒字率は二〇・七%と八一年と同水準にある。黒字額は六万九四六四円で、八一年にくらべ五・二%増加した。黒字の内訳を可処分所得にたいする割合でみると、貯金純増と財産純増が八一年の構成比にくらべ、それぞれ〇・六ポイント減少し、他方、土地家屋借金純減と保険純増がそれぞれ〇・九ポイント、〇・二ポイント増加している。土地家屋借金純減や保険純増といった支払額が固定している性格の強い支払いが上昇しているといえる(第44表)。

税・社会保障費等の非消費支出の負担増大

勤労者世帯の実収入に占める税や社会保障費など非消費支出の割合は年々増加し、八二年は一四・六%となっている。所得税は累進税率となっているため、名目賃金が上がり高い税率のランクに入ると、収入の伸び以上の重い税負担となること(課税最低限が、所得税については七七年以降、住民税については八〇年以降据え置かれている)、年金制度における給付と負担の均衡を保つため保険料(率)が高まってきていることなどが影響している。全日本民間労働組合協議会(全労協)は、八三年春の賃上げ後の名目収入の増加と、それにもなう税と社会保障費負担の増加を差し引きしたあとの可処分所得を、現行税制の場合と減税実施後の場合について試算をおこない公表している(全労協「昭和五八―五九年度政策・制度要求と提言」一九八三年七月)。試算は、(1)夫婦・子供二人の標準四人世帯、(2)八三年度の賃上げ率四・五%、(3)八三年度の消費者物価上昇率三・三%(政府見通し)の条件を設定し、八二年度の年収が三〇〇万円、四〇〇万円、五〇〇万円、六〇〇万円の四ケースについて、現行税制のもとでの可処分所得と減税実施後の可処分所得を計算している。減税は、(1)一兆円減税(所得税減税七〇〇〇億円、住民税減税三〇〇〇億円)と(2)一兆四〇〇〇億円減税(所得税減税一兆円、住民税減税四〇〇〇億円)の二通りの試算がなされている。このうち、八二年度の年収が四〇〇万円のケースが第45表である。同表によれば、年収の名目増加四・五%にたいし、天引きされる社会保険料〇・四%増、税金は所得税一四・八%増、住民税一九・八%増となり、天引き分の合計は七・四%増と年収の増加率を上回るものとなる。この結果、可処分所得は四・一%の伸びとなり、収入の増加四・五%よりも〇・四ポイント目減りとなり、実質可処分所得の伸びは〇・七%と微増にとどまる。しかし、減税が実施されると、(1)一兆円減税の場合、可処分所得五・一%増、実質可処分所得一・八%増、(2)一兆四〇〇〇億円減税の場合、可処分所得五・六%増、実質可処分所得二・二%増と、年収の名目伸び率四・五%を上回る可処分所得の増加が実現できることがわかる。この試算は、減税要求の基礎資料として作成されたものであるが、この結果によれば、非消費支出の増大が可処分所得の伸びを抑えていることが知られる。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

